

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲからイシガメ科6種(中国)が削除されます

2025年2月5日

経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

この度、中国がワシントン条約附属書Ⅲからイシガメ科の下記の6種を削除するとの提案があり、2025年2月7日付けで効力が発生します。

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「REPTILIA」	「爬虫綱」	
《TESTUDINES》	《カメ目》	
<Geoemydidae> <i>Mauremys iversoni</i> <i>Mauremys megalocephala</i> <i>Mauremys pritchardi</i> <i>Ocadia glyphistoma</i> <i>Ocadia philippeni</i> <i>Sacalia pseudocellata</i>	<イシガメ科> マウレミュス・イヴェルソニ マウレミュス・メガロケファラ マウレミュス・プリトカルディ オカディア・グリュフィストマ ダイダイハナガメ メガレメイシガメ	中国 中国 中国 中国 中国 中国

効力発生日以降、上記の動物種を含む貨物を輸出入される場合には、ワシントン条約並びに同条約遵守のための外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等は不要となります。

効力発生日前後の輸入手続きの取扱いについては、以下の取扱いとなりますので、十分御注意ください。

附属書Ⅲから削除される種の貨物について

○当該種の標本(動物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、日本の税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、附属書掲載の条約関連貨物として扱われますので、所定の手続きを行ってください。

効力発生日以降の日本の税関における輸入申告では、条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

○当該種の標本を輸出する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、日本の税関において輸出が許可され、輸出先国（輸入国）において輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書又は原産地証明書」の提出を求められます。

改正附属書の効力発生日以降に日本から輸出が行われる場合には、条約の適用を受けない種の扱いで輸出することができます。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報（以下の URL 参照）から引用・仮訳したものです。今後、最終的に文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。（仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます）

事務局通報「NO.2025/002」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-002.pdf>

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723(直通)